

多可町福祉医療費助成条例

平成29年3月27日
条例第 6 号

多可町福祉医療費助成条例（平成17年多可町条例第128号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、高齢期移行者、障害者（障害児を含む。以下同じ。）、高齢障害者、乳幼児等、こども、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児に係る医療費の一部を助成し、もってこれらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢期移行者 65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日を経過していない者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第50条に規定する者を除く。）をいう。
- (2) 障害者 次のいずれかに該当する者（法第50条に規定する者を除く。）をいう。
 - ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の程度が1級、2級又は3級に該当する者
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院若しくは診療所において、主として精神科若しくは神経科を担当する医師により重度知的障害者（児）、中度知的障害者（児）又は軽度知的障害者（児）と判定された者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条に定める障害程度が1級に該当し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「重度精神障害者」という。）
- (3) 高齢障害者 法第50条に規定する者で、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める障害の程度が1級、2級又は3級に該当する者
 - イ 知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法第1条の5に規定する病院若しくは診療所において、主として精神科若しくは神経科を担当する医師により重度知的障害者、中度知的障害者又は軽度知的障害者と判定された者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条に定める障害程度が1級に該当し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「高齢重度精神障害者」という。）
- (4) 乳幼児等 9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。
- (5) 乳児 1歳の誕生日の属する月の末日を経過していない者をいう。
- (6) 幼児等 1歳の誕生日の属する月の翌月の初日から9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。
- (7) こども 15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者（乳幼児等を除く。）をいう。
- (8) 乳児保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、乳児を現に監護する者をい

- う。
- (9) 幼児等保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、幼児等を現に監護する者をいう。
- (10) こども保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護する者をいう。
- (11) 児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳に達する日の属する月の末日までの間にあつて、次のいずれかに該当する者をいう。
ア 高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在学中の者
イ 高等専門学校に在学し、第3学年の課程を修了するまでの者
ウ 専修学校の高等課程に在学中の者（ただし、高等学校卒業者は除く。）
エ 外国人学校に在学中の者
- (12) 母子家庭の母子 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に定める配偶者のない女子で、児童を現に監護する者（以下「母子家庭の母」という。）及び当該監護される児童をいう。
- (13) 父子家庭の父子 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に定める配偶者のない男子で、児童を現に監護する者（以下「父子家庭の父」という。）及び当該監護される児童をいう。
- (14) 遺児 次のいずれかに該当する児童をいう。
ア 両親と死別した児童
イ 両親の生死が明らかでない児童
ウ 両親から遺棄されている児童
エ 両親が精神又は身体の障害により、長期にわたって労働能力を失っている児童
オ 両親が法令により、長期にわたって、拘禁されているため、その扶養を受けることができない児童
- (15) 養育者 遺児の属する世帯の生計を主として維持する者をいう。
- (16) 医療保険各法の給付 法及び同法第7条第1項に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付又は保険外併用療養費若しくは療養費の支給（家族療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。）をいう。
- (17) 被保険者等負担額 当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行うもの（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。）を控除した額（医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる国、地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われないうちに限り。）をいう。
- (18) 保険医療機関等 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する保険医療機関及び保険薬局並びにこれら以外の病院、診療所又は薬局その他のものをいう。
- (19) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度とする。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（多可町税条例（平成17年多可町条例第54号）第51条第1項で定めるところにより町民

税を免除された者を含むものとする。以下、「市町村民税世帯非課税者」という。)であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(同法第35条第2項に規定する公的年金の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

- (20) 低所得者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)の合計額が80万円以下である者をいう。

(助成対象者)

第3条 この事業の助成の対象となる者は、高齢期移行者、障害者、高齢障害者、乳児保護者、幼児等保護者、こども保護者、母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者(養育者がいない場合は、当該遺児とする。以下同じ。)とする。ただし、高齢期移行者、障害者、高齢障害者、幼児等保護者、こども保護者、母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者にあっては、次の要件を備えている者とする。

- (1) 高齢期移行者については、次の要件を全て備えている者を区分Ⅰ(以下、「区分Ⅰ」という。)として助成の対象とする。

ア 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が80万円以下であること。

イ 所得を有しない者であること。

- (2) 高齢期移行者については、次の要件を全て備えている者を区分Ⅱ(以下、「区分Ⅱ」という。)として助成の対象とする。

ア 市町村民税世帯非課税者であること。

イ 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が80万円以下であること。

ウ 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条第2号から第5号の認定を受けていること。

エ 所得を有しない者以外であること。

- (3) 障害者については、障害者及び配偶者並びに障害者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でその障害者の生計を維持する者について、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7及び同法附則第5条の4第6項並びに同法附則第5条の4の2第6項

の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。)の合計額が23万5千円未満であること。

(4) 高齢障害者については、高齢障害者及び配偶者並びに高齢障害者の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその高齢障害者の生計を維持する者について、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額の合計額が23万5千円未満であること。

(5) 幼児等保護者及びこども保護者については、幼児等保護者及びこども保護者、又は幼児等保護者及びこども保護者が当該幼児等及びこどもの生計を維持できない者である場合は、その幼児等及びこどもの民法第877条第1項に定める扶養義務者でその幼児等及びこどもの生計を維持する者について、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額の合計額が23万5千円未満であること。

(6) 母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者については、次のとおりとする。

ア 母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者の前年の所得(1月から6月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。)が、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条に規定する額のうち、児童扶養手当の全部が支給される額以下であること(低所得者である場合には、児童扶養手当の全部が支給停止となる額未満であること)。

イ 母子家庭の母及び父子家庭の父が、当該児童の生計を維持できない者である場合は、その者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で、主として母子家庭の母子及び父子家庭の父子の生計を維持する等(以下「生計維持者」という。)の前年の所得が、前アに規定する額以下であること。

ウ 母子家庭の児童、父子家庭の児童及び遺児については、母子家庭の母、父子家庭の父、養育者(養育者がいない場合は当該遺児)及び生計維持者の前年の所得が、児童扶養手当法第9条に規定する額のうち、児童扶養手当の全部が支給停止となる額未満であること。

エ 児童が、前ア、イ若しくはウに該当する母子家庭の母、父子家庭の父、養育者及び生計維持者に監護又は養育されているとき。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、特別の理由があると認められるときは、この事業の助成の対象とすることができるものとする。

(福祉医療費の支給)

第4条 町長は、町の区域内に住所を有する高齢期移行者、障害者、高齢障害者、乳幼児等、こども、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児の疾病又は負傷について、規則で定める手続に従い、当該高齢期移行者、障害者、高齢障害者、乳児保護者、幼児等保護者、こども保護者、母子家庭の母、父子家庭の父又は養育者に対し、次の各号により算定した額を福祉医療費として支給する。

(1) 高齢期移行者の福祉医療費は、高齢期移行者の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額とする。なお、区分Ⅰは、当該一部負担金の額が、受給者個人の外来に係る医療費の場合であって、その額が8,000円を超えるときは8,000円

とし、受給者個人の外来以外に係る医療費の場合であって、その額が15,000円を超えるときは15,000円とする。区分Ⅱは、当該一部負担金の額が、受給者個人の外来に係る医療費の場合であって、その額が12,000円を超えるときは12,000円とし、受給者個人の外来以外に係る医療費の場合であって、その額が35,400円を超えるときは35,400円とする。

- (2) 障害者の福祉医療費は、障害者の疾病（重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。

ア 入院以外の療養である場合

保険医療機関等ごとに1日につき600円（低所得者である場合には、400円）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合

当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額（保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあっては、当該3月を超える期間に係るものを除く。）。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては2,400円（低所得者である場合には、1,600円）を限度とする。

- (3) 高齢障害者の福祉医療費は、高齢障害者の疾病（高齢重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。

ア 入院以外の療養である場合

保険医療機関等ごとに1日につき600円（低所得者である場合には、400円）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合

当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額（保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあっては、当該3月を超える期間に係るものを除く。）。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては2,400円（低所得者である場合には、1,600円）を限度とする。

- (4) 乳幼児等の福祉医療費は、乳幼児等の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額とする。

- (5) こどもの福祉医療費は、こどもの疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額とする。

- (6) 母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児の福祉医療費は、それぞれの疾病又は負傷について、医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。

ア 入院以外の療養である場合

保険医療機関等ごとに1日につき800円（低所得者である場合には、400円）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合

当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額（保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあっては、当該3月を超える期間に係るものを除く。）。ただし、この額は、同一

の月に同一の保険医療機関等においては3,200円（低所得者である場合には、1,600円）を限度とする。

- 2 前項に定める一部負担金の額は、当該被保険者等負担額を超えることができない。
- 3 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあつては、第1項第2号、第3号及び第6号の適用については、それぞれ別個の保険医療機関等とみなすものとする。
- 4 町長は、第1項に定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

（申請）

第5条 福祉医療費の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。ただし、次条の規定により福祉医療費の支給があつたものとみなされるときは、この限りでない。

（支給方法の特例）

第6条 高齢期移行者、障害者、高齢障害者、乳幼児等、こども、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児が、規則で定める手続に従い、兵庫県内の保険医療機関等で医療を受けた場合には、町長は、福祉医療費として当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その者（乳児保護者、幼児等保護者、こども保護者及び養育者を含む。以下同じ。）が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

- 2 前項の規定による支払があつたときは、当該医療を受けた者に対し福祉医療費の支給があつたものとみなす。

（損害賠償との調整）

第7条 町長は、高齢期移行者、障害者、高齢障害者、乳幼児等、こども、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び遺児が疾病及び負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、福祉医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した福祉医療費の全部若しくは一部に相当する額を返還させることができる。

（福祉医療費の返還）

第8条 町長は、偽りその他不正の行為によって福祉医療費の支給を受けた者があつたと認めるときは、その者に対し、当該支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

（受給権の保護）

第9条 福祉医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、改正後の多可町福祉医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（助成の特例）

- 3 平成29年7月1日前から高齢期移行者（平成26年7月1日前から高齢期移行者の者は除く。）であつて、平成29年7月1日から平成34年6月30日までの間において、高齢期移行者で市町村民税世帯非課税者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前

年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が80万円以下である者に対して、第4条第1項第1号の助成する医療費の範囲を次の第1号に規定する額とし、当該高齢期移行者に対し福祉医療費として支給する。ただし、第3条第1項の助成対象者の要件にかかわらず、特別の理由があると認められるときは、この助成の特例の対象とすることができるものとする。

(1) 高齢期移行者の福祉医療費は、高齢期移行者の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額とする。なお、当該一部負担金の額が、受給者個人の外来に係る医療費の場合であつて、その額が12,000円を超えるときは12,000円（所得を有しない者である場合には8,000円を超えるときは8,000円）とし、受給者個人の外来以外に係る医療費の場合であつて、その額が35,400円を超えるときは35,400円（所得を有しない者である場合には15,000円を超えるときは15,000円）とする。この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条に規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。

(2) 第1号に定める一部負担金の額は、当該被保険者等負担額を超えることができない。

(3) 第1号に定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

4 平成26年7月1日前から高齢期移行者である者については、従前の例による。